

令和2年4月10日

市立園所に在籍するお子様の保護者様

川西市教育委員会

4月13日以降の公立園所の対応について

この度は、市立園所の臨時休業により、お子様・保護者をはじめ多くの皆さまにご負担・ご協力をお願いすることとなり申しわけございません。

4月13日以降の公立園所の対応について、以下のとおりお知らせいたします。市として、県下で感染者が増えている厳しい状況を受けて、既にお伝えしている内容を変更することといたしましたこととお詫び申し上げます。

なお今後、状況の変化があった場合には、変更が生じる場合もあることを申し添えます。変更については、市ホームページ、園所ホームページ、園所緊急連絡メールにて、随時、お知らせします。

記

1. 市立保育所、認定こども園2・3号園児について

- ① 引き続き、4月13日（月）から5月6日（水）までの間、臨時休業といたします。
 - ・ 自宅待機をお願いしますが、仕事を休むことが困難な場合や自宅待機が長期にわたりご負担が大きくなる場合などはお子様をお預かりします。その場合も、できるだけお預けいただく日数や時間を調整いただくなど、感染拡大防止にご協力をお願いします。なお、延長保育は行いません。
- ② 自宅での保育に協力いただいた期間の保育料や給食副食代につきましては、徴収いたしません。

2. 市立幼稚園、認定こども園1号園児について

- ① 引き続き、4月13日（月）から5月6日（水）までの間、市立幼稚園と認定こども園1号園児について臨時休業といたします。
 - ・ 自宅待機をお願いしますが、仕事を休むことが困難な場合や自宅待機が長期にわたりご負担が大きくなる場合などはお子様をお預かりします。その場合も、できるだけお預けいただく日数や時間を調整いただくなど、感染拡大防止にご協力をお願いします。

3 問合せ先

- 川西市教育委員会 幼児教育保育課 （電話）072-740-1175
- お子様のお預かりに関することは各園所へご連絡ください